

農 第 3 0 7 号  
平成30年10月22日

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部農業技術課長



千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが  
検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

このことについて、平成30年10月22日付で農林水産省消費・安全局動物衛生課  
長より、別添写しのとおり通知がありました。

今般の事例は、国内で今季初めて鳥インフルエンザウイルスが確認された事例であり、  
また、隣国の韓国でも同様に野鳥の糞便からH5亜型の低病原性鳥インフルエンザウイ  
ルスが確認されています。このことから国内の家きん農場への本病侵入リスクが非常に  
高まっているものと考えられます。

このことをうけ、本県では養鶏農家や各関係機関に対して情報提供と注意喚起を行い、  
本病の発生を予防するための防疫対策の再徹底を指導しているところです。

これまでのところ、県内はもとより国内家きん飼養農場では異状は確認されていませんが、富山県内で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、協定に基づいて貴協会に防疫作業を依頼することが想定されます。つきましては、万が一の本病  
発生時には、本県の実施する防疫作業へのご協力をお願いいたします。

事務担当：  
富山県農林水産部農業技術課  
畜産振興班 蓮沼、宮本  
TEL：076-444-3289  
FAX：076-444-4409